

第二次環境基本計画・抜粋

(国民、事業者など各主体に期待される役割の関連部分)

第2部 21世紀初頭における環境政策の展開の方向

第2節 持続可能な社会の構築に向けた環境政策

4 あらゆる主体の参加

環境政策の展開にあたっては、あらゆる主体が持続可能な社会の構築に参加する社会の実現を目指す「参加」の考え方の下に、各主体の政策決定への参画と自主的な環境保全の行動を促進することを政策の基本に据え、各種の政策手段によってこれを促進することが必要です。

また、社会を構成するあらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚するとともに、環境保全に関して担うべき役割と環境保全に参加する意義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、自主的積極的に環境負荷を可能な限り低減していくことを目指すことが必要です。さらに、そのような取組の連携を強化していくことにより、各主体が互いに他の主体の環境配慮に資する行動を助長しあい、環境に対する配慮を一層行いやすくする社会環境を整えていくことも必要です。

あらゆる主体の参加のための取組を推進していくためには、各主体が自らの行動が環境に対してどのような影響を与えており、環境を保全していくためどのような行動を行うことが期待されているかということについて、具体的に認識することが重要です。

このため、国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国が担うべき役割を本計画において明らかにし、これを踏まえ、環境教育・環境学習の推進や積極的な情報の提供、各主体間の対話の促進、各主体の取組のネットワーク化やパートナーシップの構築などを通じて、各主体相互の協力と連携を図りながら、各主体の自主的積極的取組を促進します。

また、そのような取組において、各主体の役割の分担を公平なものにするためには、環境利用のコストを価格に織り込むことを求める「汚染者負担の原則」や、生産した製品などについて生産者自らが、製品などが使用されて廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任(EPR)」の考え方を踏まえ、各主体が責任ある行動をとることが重要です。同様に、自然の恵沢の享受と保全に関しては、受益と負担の両面にわたって社会的公正が確保されることが重要です。

(1) 国民

今日、国民の日常生活に起因する環境負荷が増大する中であって、国民の生活様式を持

持続可能なものに転換していくことが必要です。特に、地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題や、閉鎖性水域の富栄養化問題、交通公害問題、近隣騒音問題などのように個人の行動が直接に環境負荷の削減に結びつく分野においては、個人の行動による直接的な効果が期待されます。

このため、国民は、人間と環境との関わりについての理解を深め、自己の行動への環境配慮の織り込みに努め、日常生活に起因する環境への負荷の低減に努めることが必要であり、また、身近な環境をよりよいものにしていくための行動を自主的積極的に進めることが重要です。

また、環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広くいかされるよう、女性の地位向上などに係る施策とあいまって、環境の分野において男女の共同参画を進めることや、次世代を担う子どもや青年が環境保全について理解を深め、これに取り組むことが重要です。

さらに、環境に配慮した製品を優先的に購入する「グリーン購入」や、環境保全への取組を促進する金融商品の利用などについては、個人が消費者、投資者、労働者の立場で事業者積極的に働きかけ、事業者の環境保全への取組を促すものとして効果があります。国民には、他の主体の環境配慮を促すそのような行動を自主的積極的にとることが期待されます。

なお、持続可能な社会を構築するためには、政策決定過程に国民の意見を反映させることが重要であり、そのための適切な機会を設けることに留意する必要があります。

(2) 事業者

今日、通常の事業活動に起因する環境への負荷が増大している中であって、経済活動の大きな部分を占める事業者の取組が極めて重要です。様々な事業活動に際して、公害防止のための取組はもとより、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、生産工程や流通過程からの環境負荷の削減など、製品やサービスのライフサイクル全体を見渡した取組を自主的積極的に進めることが必要です。

特に、事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や、環境に配慮した製品設計の実施、製品の流通方式における工夫などにより、消費や廃棄の段階における環境負荷の低減にも寄与しうる立場にあり、そのような面において、その能力をいかした積極的な取組を行うことが必要です。

また、環境保全に資する製品やサービスを提供するエコビジネスは、各主体の環境保全のための取組の基盤の整備に資するものとして、環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成に重要な役割を担うものであり、積極的な展開が期待されます。

さらに、事業者の行動への環境配慮の織り込みをより普遍的なものにしていくため、事業者が環境管理システムなどの適切な環境管理のための仕組みを導入して環境に配慮した事業活動を行うことが期待されます。また、その成果が、環境会計、環境パフォーマンス評価、ライフサイクル・アセスメント(LCA)などを活用して適切に評価され、環境報告書や環境ラベルなどによって適切に情報開示されることにより、消費者や投資家などの環境配慮型の行動と呼応して環境配慮型の行動が拡大、助長されていく社会的なサイクル

が形成されていくことが期待されます。

このような個別的な事業者の取組に加え、事業者が集团的に環境保全のための取組を行う事例が増加しており、そのような取組の拡大が社会全体の環境保全の取組の目標設定に寄与していくことが期待されます。

(3) 民間団体

国民や事業者により組織され、緑化活動、リサイクル活動、ナショナルトラスト運動、啓発活動、調査研究その他の環境保全に関する活動を行う非営利的な民間団体は、自律的、組織的に幅広い活動を活発に行うことにより環境保全のための取組に関する基盤を形成するなど、大きな役割を果たしています。民間団体は、あらゆる主体が環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を構築していく上で、取組の結節点として重要な役割を果たすと考えられ、特に、草の根の活動や民間国際協力などきめ細かな活動への期待は大きくなっています。

また、このような民間団体のみならず、生産者団体、消費者団体、労働組合など、幅広い民間団体の参加が重要となってきました。

さらに、民間団体の役割としては、自ら具体的な環境保全活動を行うことのほか、行政、事業者、個人など各主体の取組を評価すること、専門的な情報を国民に分かりやすく伝達することなどにより各主体の情報の橋渡しを行うこと、自らの専門的能力をいかした提言を行うことなどが期待されます。

(4) 地方公共団体

地方公共団体は、持続可能な社会の構築の基礎である地域の環境保全に関して主要な推進者としての役割を担うとともに、地域の取組の調整者としての役割を担います。このため、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じて、地域における取組の目標や方向性などの提示、各種制度の設定や社会資本整備などの基盤づくり、各主体の行動の促進など、事業者、住民、民間団体や国の関係機関と協力、連携し、地域における環境保全施策を総合的に展開する必要があります。

また、自らの行動に関しては、事業者・消費者としての活動について環境保全に資する行動を率先して実行するとともに、それ以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいくことが重要です。

(5) 国

国は、各主体の参加により社会全体としての取組が総合的に進められることにより環境が保全されるよう、各主体の参加を促進する枠組みを構築し、国民、事業者、民間団体、地方公共団体と協力、連携し、総合的に環境保全対策を推進する役割を担います。このため、環境保全の取組の目標や方向性、役割分担などを提示するとともに、社会経済システム全般の転換や国土の利用における環境配慮の織り込みなどを通じ、各主体の

行動の基盤づくりを行います。

また、各主体の自主的、積極的行動を促進するため、環境教育・環境学習の推進、民間活動の支援、情報の提供などを行うとともに、各主体間の対話を促進し、取組相互のネットワーク化とパートナーシップの構築を推進します。

さらに、自らの行動に関しては、引き続き、事業者・消費者としての活動について環境保全に資する行動を率先して実行するとともに、それ以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいきます。

第3部 各種環境保全施策の具体的な展開

第3節 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策

国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国などのあらゆる主体が、「第2部2(4) あらゆる主体の参加」で示した考え方にに基づき、以下の取組を推進することによって、あらゆる主体が持続可能な社会の構築に参加する社会を実現します。

1 各主体の取組

(1) 国民の取組

人間と環境との関わりについての理解を深めるよう努めます。

再生紙などの環境への負荷の少ない製品やサービスの選択、不要不急の自家用乗用車使用の自粛、節電などによる省エネルギー、洗剤の適正な使用などの生活排水対策、ごみの減量化、リサイクルのための分別収集への協力などにより、温室効果ガスや廃棄物などの日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。

地域のリサイクル活動、緑化活動や環境美化活動への参加などにより地域の環境保全に努めます。また、民間団体の活動への参加や支援を通じ地球環境保全の取組に参加します。

この他、国、地方公共団体が実施する環境保全施策に協力します。

(2) 民間団体の取組

緑化活動、リサイクル活動、ナショナルトラスト活動及び住民、事業者、地方公共団体と協力して積極的に地域環境を保全するための事業を進める活動（グラウンドワーク活動）など、地域の環境保全のための活動を行います。

開発途上地域における植林、野生生物保護、公害対策などの活動、国際的な交流などの国際的活動を行います。

自然環境の状況に関する調査研究、環境汚染の影響に関する調査研究、環境政策に関する研究などの環境保全に関する調査研究を行います。

環境教育・環境学習の活動、国民・事業者などの行動の促進のための啓発活動を行います。

この他、他の主体とも協力と連携を図りながら、環境保全のための多様な取組を行います。

(3) 事業者の取組

再生資源をはじめとする環境への負荷の低減に資する原材料などの利用に努めます。また、共同輸配送など合理化された物流サービスのような環境への負荷の低減に資する役務の利用に努めます。

汚染物質の排出削減、廃棄物の減量化及び適正処理、資源及びエネルギーの利用の効率化、開発行為に際しての環境配慮などにより事業活動に伴う環境への負荷を低減します。

製品などの資源採取、製造、流通、消費、廃棄などの各段階における環境への負荷が低減されるよう、ライフサイクル・アセスメントなどを実施し、全段階における環境への負荷を視野に入れた製品開発を行います。また、環境ラベルなどにより、製品などに係る環境への負荷についての消費者への情報提供を進めます。

さらに、製品が廃棄された後の適正処理など環境への負荷の低減に努めます。

所有地を中心とする緑化、地域の美化運動への参加などの地域の環境保全の取組を進めます。

技術移転などの国際協力を進めるとともに、海外における事業活動や貿易に際して環境配慮を行います。

環境保全のための投資の拡充や技術開発に努めるとともに、環境保全に関する事業活動への取組を進めます。

職員に対する環境教育及び環境保全活動の推奨などに努めます。

環境保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、担当部署の設置などの体制整備及びこれらについての監査の実施などからなる I S O 14001 (環境管理システムの国際標準) に係る取組や環境活動評価プログラムを自主的に進めます。

環境報告書などの作成と公表により、事業活動に係る環境への負荷及びその低減のための取組についての情報開示と提供を進めます。

この他、国、地方公共団体が実施する環境保全施策に協力します。

(4) 地方公共団体の取組

地域づくりにおいて、地域の自然的社会的条件に応じて、汚染の防止はもとより、リサイクルの促進などにより環境への負荷を低減していきます。また、地域の自然とのふれあいの確保、快適な環境 (アメニティ) の確保の一環としての自然環境の保全

などにより、恵み豊かな環境を保全します。

地域の取組の調整者及び主たる推進者としての役割を踏まえ、地域の環境保全に関する基本的な計画の策定などにより自らの施策を総合的かつ計画的に進めます。また、事業者、住民、民間団体や国の関係機関との緊密な連携を図りながら地域における環境保全のための取組の総合性を確保します。このため、地域の取組の基盤づくりとして、環境教育・環境学習の場や機会の拡大、人材の育成などを推進するとともに、地域における環境情報の結節点としての機能を果たします。また、事業者の環境保全対策を指導し、促進します。

周辺地方公共団体や国とも連携、協力しながら、流域を考慮した水環境の保全など広域的な視点からの取組を進めます。

これまで培ってきた環境の保全に関する知見をいかし、国際協力などの取組を進めます。

事業者・消費者としての環境保全に関する行動を、引き続き率先して実行するとともに、通常の経済活動の主体としての活動以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいくことが期待されます。

なお、市町村は基礎的な地方公共団体として、地域づくりにおける取組をはじめ多様な施策を実施します。都道府県は主として広域にわたる施策の実施や市町村が行う施策の総合調整を行います。

(5) 国の取組

環境基本計画を策定し、国全体の環境保全に関する取組の総合化を図るとともに、問題の性質や必要性に応じて、環境基準等の環境保全の具体的な目標を設定するとともに、法律に基づく基本方針・指針やガイドラインなどの形で、環境保全に関する施策の方向や全体像、各主体の役割分担のあり方などを提示します。

各種政策手法の適切な活用により、各主体の行動の基盤づくりを実施します。

事業者、国民、民間団体の自主的積極的行動を促進するため、環境教育・環境学習の推進、環境管理並びに環境保全活動の評価及び情報の開示や提供の促進、民間活動の支援、情報提供などを進めます。

地方公共団体が自主的積極的に実施する環境保全施策について、必要な財政上の措置を行うとともに、技術的支援に努めます。

地球環境保全などに関する国際的な取組を進めます。

環境に影響を及ぼすおそれのある各種施策の策定や実施に際して環境保全に配慮します。

事業者・消費者としての環境保全に関する行動を、引き続き、率先して実行するとともに、通常の経済活動の主体としての活動以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいきます。

3 社会経済の主要な分野におけるそれぞれの主体の役割

環境保全のための取組における各主体の役割は、その者が行う社会経済活動の分野によっても様相が異なってきます。以下においては、資源採取、生産、販売、消費、廃棄、エネルギーの供給と消費、運輸・交通などの社会経済活動の各分野の特性に応じて、各主体が担う役割を提示します。地方公共団体、事業者、国民などの各主体は、このことも踏まえ、自主的積極的取組を進めることが期待されます。

(1) 資源採取、生産、販売、消費及び廃棄

農林水産物、工業製品、建築物などは、資源採取や生産の段階において不用物の排出や土地の改変などの環境への負荷を発生させるとともに、販売、消費、廃棄の段階において廃棄物等を発生します。なお、農林水産業は自然の物質循環を活用した産業であり、その適切な活動を通じて環境保全能力の維持に寄与します。

このような観点から、資源採取、生産、販売、消費及び廃棄に関しては、設計段階からの環境への負荷を低減するための配慮、環境への負荷の少ない原材料の使用、資源採取や生産段階での環境への負荷の低減のための工夫、環境への負荷の少ない製品などの製造、販売、消費段階での環境への負荷の少ない製品などの選択、廃棄物の適正処理やリサイクルの推進、資源、エネルギー利用の効率化による環境への負荷の低減とともに、農林水産業における環境の適切な維持管理、土木建築事業における環境保全に配慮した事業の実施が重要です。

ア 生産者の役割

生産者は、次のような方向性を踏まえ、資源採取から廃棄段階までを視野に入れた負荷低減対策などを進めます。

(ア) 農林水産業者

農林水産業は、他の産業活動とは異なり、生産力の基礎を自然の物質循環の中に置いており、森林の適正な整備を通じて環境を維持、形成するなど環境の良好な管理に深い関わりを持ち、その適切な活動を通じて国土の環境保全能力の維持に大きく寄与しています。

農業においては、環境への影響に配慮して施肥基準や防除の要否の判断基準を見直すことなどによる農薬や化学肥料などの使用の節減、家畜ふん尿などのリサイクル等を基礎とする環境保全型農業の推進、農地周辺の生態系保全などを進めます。

林業においては、持続可能な森林経営を一層進めるよう努めるとともに、育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業による適正な森林の整備及び保安林などにおける適正な施業を通じた森林の持つ環境保全能力の高度発揮などを進めます。

水産業においては、水産資源を維持、管理し、持続的に利用する資源管理型漁業、つくり育てる漁業を進めるほか、干潟、藻場をはじめとする漁場保全などを進めます。

また、必要に応じ、民間活動とも連携しながら、伝統的な営農手法や里山の管理などの維持を図ります。

(イ) 鉱業者

資源採取などに際しての環境負荷の低減、採取跡地の適正管理や緑化などの環境への配慮を行います。

(ウ) 製造業者

環境への負荷の低減に配慮した設計、再生資源など環境への負荷の少ない原材料の利用、低負荷型の生産方式の採用などによる生産段階での環境への負荷の低減、廃棄物発生抑制、リサイクル、適正処理、製品の長寿命化、モデルチェンジの適正化、消費・廃棄段階などでの環境への負荷の少ない製品などの開発・生産などを進めます。また、製品などが廃棄された後の適正な処理やリサイクルにも努めます。

(エ) 建設業者

発注者と連携し、断熱材の使用、自然の光や通風の活用、太陽光発電の導入などによる省エネルギー型建築の推進、敷地や屋上の緑化、水利用の合理化、合併処理浄化槽の設置など環境への負荷の少ない生態系に配慮した建設を行うとともに、環境への負荷の少ない原材料の使用、環境保全に配慮した工事の実施、建設業に係る指定副産物などのリサイクル、廃棄物適正処理などを進めます。

イ 販売者（卸・小売業者など）の役割

品ぞろえの際の配慮などによる環境への負荷の少ない製品など（不動産を含む。）の販売、過剰な包装材の使用削減、消費者からの再生資源の回収などによるリサイクル、廃棄物の減量化・適正処理、物流システムの合理化などを進めます。

ウ 消費者の役割

製品の購入などに際して、環境に配慮した製品などの選択や過剰包装の辞退、環境への負荷の少ない建築物などの発注などに努めるとともに、その使用に際して、長期間使用など環境への負荷が低減されるような適正な方法での使用に努めます。また、廃棄物の発生抑制や分別収集への協力によるリサイクルなどを進めます。

エ 再生資源業者・廃棄物処理業者の役割

静脈産業の担い手として、環境保全に重要な役割を果たす再生資源業者・廃棄物処理業者は、廃棄物の排出者の協力を求めながら、リサイクル、廃棄物の適正処理などを進めるとともに、処理・処分に伴う環境への負荷の低減に努めます。

オ 国、地方公共団体の役割

汚染物質の排出や廃棄物処理、農薬使用などに係る規制的措置を適切に実施することはもとより、リサイクルの促進その他各種の指導などを実施するとともに、廃棄物の発生抑

制やリサイクル推進のための経済的手法を必要に応じ適切に活用します。また、廃棄物処理施設などの公共的施設を整備します。

ライフサイクル・アセスメント、環境ラベル、環境適合設計の手法などに関する調査研究及びその普及、環境保全型商品の推奨や情報提供などを実施します。また、再生資源業者や廃棄物処理業者の適切な指導等を実施します。さらに、農薬や化学肥料等の節減などを進める環境保全型農業を促進します。

これらのほか、地方公共団体は、廃棄物の適正処理に必要な措置を実施します。

一方、公共事業に際しては、環境影響評価などを適切に実施するとともに、河川整備、農業農村整備、漁港整備、港湾整備、道路整備、海岸整備、空港整備などにおいて、生態系の重視や太陽光の利用など、環境保全に配慮した事業を進めます。また、事業の実施にあたっては、廃棄物のリサイクルや環境への負荷の少ない原材料の使用を進めるとともに、環境への負荷の少ない新技術の開発を推進します。

(2) エネルギーの供給と消費

エネルギーの供給と消費に関しては、次のような方向性を踏まえ、生産から消費に至る各過程で発生する各種の環境への負荷を低減します。

ア エネルギー供給事業者などの役割

低負荷型の生産方式の採用などにより、事業活動に伴う環境への負荷を低減します。

発電効率などのエネルギー転換効率の向上や天然ガスなどの利用、太陽光や風力などの自然エネルギーの開発導入を進めます。

また、原子力の開発利用については、二酸化炭素排出抑制に資することから、「原子力基本法」などに基づき、放射性廃棄物の処理処分対策等を充実させながら、安全性の確保を前提として進めます。

さらに、需要側とも連携しつつ、コージェネレーションシステム（熱電併給システム）など分散型電源の導入や夜間電力を利用する蓄熱システム及びガス冷房の導入などによる昼夜間の電力負荷の平準化、下水排熱など未利用エネルギーの利用、廃棄物焼却余熱の利用などを進めます。

イ エネルギーを消費する事業者の役割

製造業などにおいて、省エネルギー型設備の導入、エネルギー管理体制の充実、余剰エネルギーの工場外での有効利用、省エネルギー型製品の開発及び導入などを進めます。

農林水産業などにおいて、省エネルギー型設備、機器の導入、小水力やバイオマスエネルギーなどの自然エネルギーの利用などを進めます。

事務所などにおいて、断熱材の利用等による建築物の熱の損失防止などのための的確な設計、施工及び管理、太陽光発電、燃料電池、コージェネレーションシステム、ヒートポンプ蓄熱システムの導入、省エネルギー型設備、機器の導入、無用なエネルギー消費の防止を進めます。

ウ 一般消費者の役割

省エネルギー型機器の導入、無用なエネルギー消費の防止、エネルギー効率の高い住宅用機器の利用、住宅の断熱構造化、太陽光発電、太陽熱温水器の利用などを進めます。

エ 国、地方公共団体の役割

汚染物質排出などに係る規制措置を適切に実施することはもとより、事業活動、国民生活におけるエネルギー消費効率向上に向けた取組を促進します。このため、トップランナー方式による省エネルギー型の製品の開発の促進、省エネルギーに資する設備投資、技術開発などに対する支援などを引き続き実施します。また、サマータイム（夏時間）の導入を検討します。

太陽光をはじめとする自然エネルギー、燃料電池などの環境への負荷の少ないエネルギーについて研究開発を進めるとともに、その導入を促進します。また、分散型電源であって、環境への負荷の少ないものの導入を引き続き推進します。さらに、未利用エネルギーの活用などを進めます。

（３）運輸・交通

前章第３節の環境への負荷の少ない交通に向けた取組に関する戦略的プログラム及び次のような方向性を踏まえ、自動車をはじめとする多様な交通手段から発生する環境への負荷を低減します。

ア 運輸事業者の役割

低公害車等の導入や最新規制適合車への代替に努めるとともに、過積載の防止、不正軽油の不使用の徹底、適切な点検整備の励行を図ります。

また、物流の合理化のため、荷主と連携しながら共同輸配送、帰り荷の確保、物流施設の複合化、高度化の推進による輸送効率の向上を図るとともに、中長距離の物流拠点間の幹線輸送を中心とした鉄道、海運の積極的活用を通じて適切な輸送機関の利用の促進を図ります。

さらに、人流を合理化し、環境負荷の低減に寄与する鉄道、バスなどの公共交通機関の整備や利便性の向上を図ります。

あわせて、鉄道及び航空機における騒音低減のため発生源対策などの促進を図るとともに、海運における海洋汚染防止のための対策の促進などを進めます。

イ 自動車生産者及び燃料生産者の役割

自動車生産者は、排出ガス基準を遵守するだけでなく、より低排出ガス・低燃費の自動車を早期に市場に投入するよう努めます。

燃料生産者は、燃料品質の規制の遵守だけでなく、より良質な燃料を積極的に市場に供給するよう努めます。

ウ 荷主など他の事業者の役割

低公害車等の導入、最新規制適合車への代替に努めるとともに、適切な点検整備の励行を図ります。

物流の合理化のため、運輸事業者と連携しながら、情報化の推進、共同輸配送の体制の整備、帰り荷の確保などに協力し、輸送効率の向上を図ります。

また、中長距離の物流拠点間の幹線輸送を中心とした鉄道、海運の積極的利用を通じ適切な輸送機関の利用の促進などを進めます。

エ 消費者の役割

徒歩、自転車、公共交通機関など環境への負荷の少ない交通手段の選択に努めます。自動車の購入にあたっては、可能な限り、低公害車等の導入、最新規制適合車への代替に努めるとともに、不要不急の自家用乗用車使用の自粛、アイドリングストップをはじめ環境への負荷の低減に効果のある適切な方法での自動車の使用や点検整備などに努めます。

オ 民間団体の役割

民間団体は、国、地方公共団体、事業者、国民の取組が進むよう提言や普及啓発を行います。

カ 国、地方公共団体の役割

自動車排出ガス規制や燃料品質規制、中央線変移等の交通規制などの規制的措置の適切な実施を図るとともに、自動車使用の合理化、点検整備などの適切な指導、低公害車等の開発や利用などの支援を行います。また、自ら率先して低公害車等を導入します。

社会資本の整備に関しては、鉄道や海運のための基盤整備や環境負荷の軽減に配慮した公共交通機関の整備及び利便性の向上、徒歩や自転車利用のための安全かつ快適な交通環境や施設の整備、沿道環境保全に配慮した交通の分散、円滑化のためのバイパス、環状道路整備、交差点改良などを進めます。また、高度道路交通システムの整備、交通管制システムの高度化、駐車対策の効果的な実施を推進します。

また、モニタリングの実施などを推進します。

さらに、沿道や空港周辺など交通施設の周辺において、交通騒音などを防止するため、土地利用の適正化や緩衝緑地の整備を進めるとともに、低騒音舗装、遮音壁、植樹帯整備等の道路構造対策の実施などを進めます。

(4) その他

ア 観光、余暇活動

観光、余暇活動は、国民が自然とふれあう機会を提供する一方で、自然環境の改変などの環境への負荷を誘発する可能性もあることにかんがみ、次のような方向性で、環境への

負荷の低減に努めます。

(ア) 開発業者、旅行業者など関連事業者の役割

施設などの建設にあたっては、立地選定から開発及び運営までの各段階において自然環境などへの負荷を低減するよう配慮します。また、自然をいかし、自然とふれあえるような観光や余暇活動（エコツーリズムなど）に関する知見の充実や専門家の育成などを進めるとともに、観光地の自然環境について紹介するなど、環境の保全に十分配慮しながら自然とふれあえるような観光・余暇活動への取組を進めます。観光資源として利用する自然環境の保全について、責任を適切に分担します。

(イ) 利用者の役割

訪問地の自然環境に対する理解に努めるとともに、ごみの散乱防止やごみの持ち帰りに協力し、自然を損傷するような行為を慎みます。

(ウ) 国、地方公共団体の役割

公園、緑地などを適切に管理します。また、旅行事業や地域の観光地整備などに際して、自然環境などへの配慮が行われ、自然をいかした、自然とふれあえるような観光、余暇活動が促進されるよう、基盤整備や指導助言などを行います。

イ 金融

金融は経済活動の中で重要な役割を果たしており、企業への資金供給などを通じて環境に大きな影響を及ぼしうるものです。一方、環境保全活動に対する寄付や投資が組み込まれた預金の提供などの積極的な取組も行われています。

金融機関については、ベンチャー企業として行われることも多いエコビジネスに財務面からの助言を与えるなどその育成に寄与するとともに、融資や投資の際に対象企業の事業実施にあたっての環境配慮の状況を考慮に入れることや、環境についての情報が不足しがちな中小企業などに対して情報を提供し、助言者としての役割を果たすことなどが期待されます。また、国民の環境に対する意識の高まりを背景とする、環境に配慮した経営を行う企業やエコビジネスに対して投資したいという意向の高まりに応え、エコ・ファンドなどの環境に配慮した企業への投資の枠組みについて検討を行うことが期待されます。

ウ その他

その他の事業者などについても、一般的な事業者としての役割を果たすとともに活動の特性に応じて、上記の「物の生産、販売、消費、廃棄」、「エネルギーの供給と消費」、「運輸・交通」などの各分野の事業者などの役割を参照しながら、環境保全への自主的積極的な取組を進めることが期待されます。